

## 別記 第● 大気質

## 1 環境影響評価の対象

## (1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、大気質に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする物質は次のとおりとする。

ア 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質

イ 大気汚染防止法に規定され、排出基準が定められている物質  
ウ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に規定され、規制基準が定められている物質

エ 大気汚染防止法に規定する有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる物質

## (2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、大気質を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中に、建設機械の稼働、工事用車両の走行等による大気質への影響が予想される場合

イ 存在・供用時に、「道路の建設」、「工場及び事業場の建設」、「電気工作物（火力発電施設）の建設」、「廃棄物処理施設（焼却施設）の建設」等の対象事業で、施設の稼働、関連車両の走行等による大気質への影響が予想される場合

ウ その他大気質への影響が予想される場合

## 2 調査

## (1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 大気質の状況

「1 (1) 環境影響評価の対象」の大気質に係る物質のうち、対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な物質を選択し、濃度及びその変動の状況を把握する。

イ 気象の状況

大気質の移流及び拡散に影響を及ぼす、次に掲げる事項を把握する。

(ア) 風向

(イ) 風速

(ウ) 気温

(エ) 日射量

- (オ) 放射収支量
- (カ) 雲量
- (キ) その他予測及び評価に必要な事項

ウ 関係法令・計画等

- (ア) 環境基本法
- (イ) 大気汚染防止法
- (ウ) ダイオキシン類対策特別措置法
- (エ) 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例
- (オ) 横浜市生活環境の保全等に関する条例
- (カ) 横浜市環境管理計画
- (キ) 生活環境保全推進ガイドライン
- (ク) 国、神奈川県、横浜市等が定める指針等
- (ケ) その他必要なもの

エ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げる中から選択し把握する。

- (ア) 地形の状況
- (イ) 工作物の状況
- (ウ) 土地利用の状況
- (エ) 大気汚染物質の主要な発生源の状況
- (オ) 自動車交通量等の状況
  - 自動車交通量、車種構成、道路構造等の状況
- (カ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 大気質の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により大気質の状況に変化を及ぼすと想定される範囲とする。

調査地点は、対象事業の内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

(イ) 調査期間、調査時期

年間の大気質の状況を適切に把握し得る期間、時期とする。

必要に応じて経年変化等を把握する。

(ウ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理又は現地調査による。現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用い

る。

イ 気象の状況

(ア) 調査地域、調査地点

大気質の予測及び評価を行うために必要な気象の状況を適切に把握し得る範囲及び地点とする

なお、風向、風速及び気温については、必要に応じて鉛直分布の調査も行う。

(イ) 調査期間、調査時期

大気質の予測及び評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る調査期間、調査時期とする。

(ウ) 調査方法

既存資料の収集整理又は現地調査による。

なお、現地調査を行う場合は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

ウ 関係法令・計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

エ その他必要事項

(ア) 調査地域

原則として「ア 大気質の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等を行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 大気質への影響を最小限にとどめる水準

(2) 環境基準

(3) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

「1 (1) 環境影響評価の対象」の大気質に係る物質のうち、対象事業の実施により大気質の状況に変化を与える物質の濃度等とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

「2 (2) ア 大気質の状況」の調査地域及び調査地点を勘案して、対象となる大気

質の状況を適切に把握し得る地域及び地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事に起因する大気汚染物質排出量が最大となる時期とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象となる事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

(a) 建設機械に係る条件

- ・種類、台数、配置
- ・稼働条件
- ・大気汚染物質排出量
- ・その他必要な事項

(b) 工事用車両に係る条件

- ・工事用車両の台数
- ・走行ルート
- ・稼働条件
- ・大気汚染物質排出量
- ・工事用船舶の配置
- ・その他必要な事項

b 存在・供用時

(a) 固定発生源

- ・大気汚染物質排出量
- ・排出ガス量
- ・稼働条件
- ・煙源条件
- ・その他必要な事項

(b) 移動発生源

- ・大気汚染物質排出量
- ・交通計画
- ・道路構造
- ・その他必要な事項

(1) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、対象事業の内容、地形及び工作物の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、予測にあたっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程等を明確にする。

- a 数理モデルによる方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げるうちの適切な事項について、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

- ア 付加濃度の最大値及びその出現位置
- イ 付加濃度にバックグラウンド濃度を加味した将来濃度
- ウ 常時監視測定期、現地調査地点等の特定の位置における濃度
- エ 等濃度線図（コンター図）
- オ その他適切な事項

5 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が大気質に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかについて考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 建設機械に関する措置
- イ 建設機械及び工事用車両の稼働・運行に関する措置
- ウ 工事関係者への指導・教育に関する措置
- エ その他適切な措置

(2) 存在・供用時

- ア 施設及び設備機器に関する措置
- イ 燃料及び原料に関する措置
- ウ 車両の走行に関する措置
- エ その他適切な措置

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として予測項目及び環境保全措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

- ア 事後調査の頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 事後調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 事後調査地域、事後調査地点

事後調査地域は、原則として予測地域とする。

事後調査地点は、原則として予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。現地調査は、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

なお、次の事項に留意して実施するものとする。

(ア) 固定発生源からの影響濃度の把握が困難なものについては、発生源における大気汚染物質排出量を把握する方法による。

(イ) 環境濃度の測定にあたっては、対象事業の実施に起因する濃度とバックグラウンド濃度を区別できる方法を検討する。

(ウ) 環境濃度の測定にあたっては、発生源状況の把握、気象調査等も併せて行う。